

付加保険料制度は、国民年金保険料(令和4年度は16,590円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、老齢基礎年金に年額で「200円×付加保険料を納めた月数」の付加年金が上乘せされる制度です。

付加年金は定額のため、物価スライド(増額・減額)はありません。

●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

●申込手続き

- ・付加保険料を納付するには、付加保険料申出書の提出が必要です。また付加保険料の納付を止める場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・申込みには、基礎年金番号がわかるものが必要です。(年金手帳、基礎年金番号通知書など)
- ・付加保険料の納付は、申込みをした月分からになります。

●注意事項

- ・納期限は翌月末日です。
- ・納期限を経過した場合でも、納期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●申込場所

役場住民課または岐阜南年金事務所

☎住民課 ☎388-1115 岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署

命を守る住宅防火

住宅火災の死者発生状況は逃げ遅れが最も多いことから、住宅内での火災の発生をいち早く知らせられる住宅用火災警報器の設置が普及してきました。そこで今回は、住宅用火災警報器のほかに、万が一火災が発生した際の延焼(燃え広がり)を防止するために役立つ製品を紹介します。

【防災製品】

防災とは「燃えにくい」という性質を意味します。防災性能を有する防災製品は、小さな火源(ライターなど)の炎を接しても炎が当たった部分が焦げるだけで容易に着火せず、着火しても自己消火性(自ら延焼拡大を停止する性能)により容易に燃え広がることはありません。身近な防災製品として、ふとん、じゅうたん、カーテンなどがあります。

なお、防災製品には性能を保証する証として赤字で「防災」と書かれたラベルが付いています。

【住宅用消火器】

家庭で火災が発生したら、初期の段階で消火で

きれば延焼を防ぐことができます。延焼を防ぐということは、他の住宅に炎が燃え移ることや近隣住民の命を守ることにもつながります。

この初期消火を行う上で有効なのが住宅用消火器です。一般住宅で使用しやすいように開発された消火器には以下のような特徴があります。

- ・小型で軽量
- ・色の規制がなく、カラフルでデザインが豊富
- ・消火薬剤の詰め替えや、消火器内部の点検は不要
- ・使用期限はおおむね5年、定期的な交換が必要
- ・適応火災が絵で表示

防災製品により「炎を抑制する」、住宅用消火器により「早く消す」。是非この機会にご自宅に備えてみてはどうでしょうか?

防災品を使用

